

民主党政権下での外国人参政権をめぐる政治 ——東アジアという桎梏——

樋口直人*

1 外国人参政権論をめぐる日本の特殊性——問題の所在

2009年の政権交代後、法制化の可能性が急速に高まり、急速にしぼんでいったものの1つとして外国人参政権がある。これは、普天間基地の移転問題や温暖化対策のように、政権交代後急に浮上したトピックではなく、法案上程の実績や党内での議論の蓄積もあった。自公連立時代においては、公明党が法案を提出しては自民党の事実上の反対により継続審議となり、結局廃案とされてきた。

民主党の政策 INDEX をみると、以下のように書かれている。「民主党は結党時の『基本政策』に『定住外国人の地方参政権などを早期に実現する』と掲げており、この方針は今後とも引き続き維持していきます」¹。2008年には党内で「永住外国人法的地位向上推進議員連盟」が設立され、その答申が民主党の方針になるという手続きも踏まえている。現首相の野田佳彦を除く主な幹部は全員が参政権に賛成であり、鳩山内閣は主要な政策目標の1つに外国人参政権の付与を掲げていた。

しかし、政権交代によって法制化は実現しなかったし、今後も実現の見通しはほとんどない。自民政権はもちろん、民主党政権においても外国人参政権が実現しないという「実績」により、日本では外国人参政権がほぼ実現不可能になったようにもみえる。その意味で、外国人参政権の要求主体にとっては政権交代以前よりかえって状況が悪化したといえる。なぜこのような事態が生じたのか。他の多くのイシューと同様、民主党政権の迷走が背景にあったのは間違いない。鳩山内閣で外国人参

* 徳島大学総合科学部 (〒770-8502 徳島市南常三島町 1-1、higuchinaoto@yahoo.co.jp)。

政権法案を提出すらできなかつたのは、国民新党の反対、「政治とカネ」や「普天間移設」問題で迷走したことも原因と考えられる。しかし、提出を難しくした最大の要因は、参政権反対派がこの法案の問題化に成功し、容易に提出できない状況を作り出したことだろう。日本の状況をみていると、外国人参政権が問題化するのとは当然のことに思える。だが、外国人参政権を法制化した他の国の例をみる限り、大きな政治問題となつたところはない。

これを別の言葉で言い換えると、参政権賛成派である公明党の国会議員に対する以下の聞き取りをどう評価するかに関わる。

参政権というのは根幹に関わる部分なんで、ここはやはり各党の合意というのがないと。51対49の賛成過半数で成立したって、これまづいですよ。やっぱり全会・少なくとも全会一致並みのコンセンサスがないといけないんじゃないかな。(2011年10月28日実施)

ここでいう「根幹」とは、国民主権の根幹という意味であろうが、法解釈はともかく政治的にみて外国人参政権が「国民主権の根幹」に関わるというのは、特殊日本的文脈でしか通用しない。外国人参政権が原理的に国民主権と抵触するのであれば、それは各国で問題になるはずである。法律的にも、1995年の最高裁判決で憲法解釈上の問題は今のところクリアされており、大きく問題視する根拠に乏しい。にもかかわらず、なぜ外国人参政権は日本において政治的に大きな争点となり、民主党政権において法制化できなかつたのか。本稿の目的は、地方参政権獲得運動の戦略と政策推進の論理に着目することで、この問いに答えることにある²。これは、これまで未開拓に近かつた日本の「外国人問題の政治社会学」を、筆者なりに展開することを意図している³。以下では、民主党政権成立後の参政権問題を分析することにより、法律問題として語られ

てきた外国人参政権を政治問題として再検討したい⁴。

2 デニズンシップ・戦後補償・日韓関係——参政権付与をめぐる3つの論理

2.1 デニズンシップ

外国人参政権は、国籍と市民権を切り離して考える新しい市民権論の一部として展開されてきた。このうち、ブルーベイカーとハンマーの議論はきわめてよく参照され、外国人の政治的権利をめぐる議論の基礎となってきた (Brubaker 1989; Hammar 1990)⁵。その背景には、西欧で定住する外国人の増加という現実があり、居住期間や在留資格に応じた権利が付与されるべきという前提がある。こうした外国人の市民権論のうち代表的なものの論理を、議論に先立って検討しておこう。

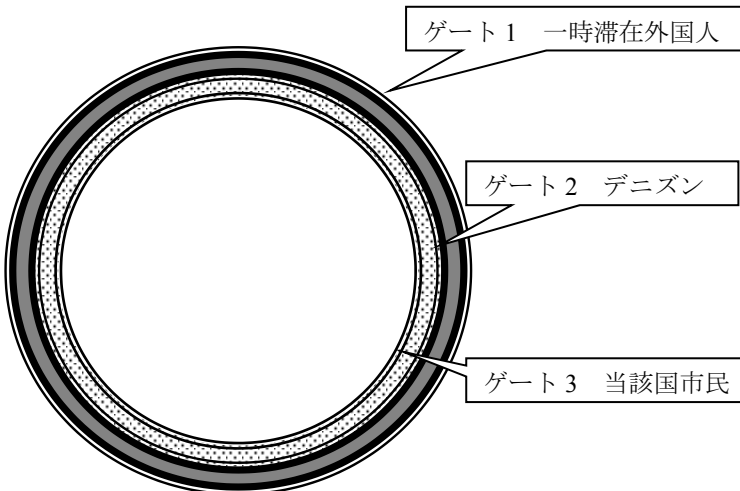


図1 ハンマーの3つのゲート論

出典：Hammar (1990: 17)

外国人 (foreigner) と国民 (citizen) の二分法に代えて、デニズン (denizen) という用語を移民研究に持ち込んだハンマーは、デニズンの権利

(denizenship) について以下のように述べている。まずデニズンとは、15～20年以上の居住歴があり、親や子どもが当該国民であるなど家族的絆は強固で、科学者や芸術家、スポーツマンなど名誉ある地位を占めており、居住国の国籍を持たないが居住の地位を確立している (Hammar 1990: 13)。デニズンは、ハンマーのいう図1の3つのゲート (入国管理と在留資格によるカテゴリー分けの基準) のうち、ゲート1を通過した一時滞在外国人と、居住国の国籍を持つ市民の間に位置づけられる。

それまで例外的存在だったデニズンが増加したのは、西欧での移民の居住長期化と、そうした移民の帰化比率の低さの結果である (Hammar 1990: 19)。ハンマーが強調するのは、そうしたデニズンの増加は代表制民主主義に参加できない住民を生み出すことであり、これは帰化を拡大させるだけでは解決できない問題として位置づけられる (Hammar 1990: 24-5)。こうしたデニズンシップ論は、日本の外国人参政権論にも輸入され有力な論拠とされてきた。実際、スウェーデンをはじめとする北欧諸国で外国人参政権が導入されなければ、日本で具体的な動きが生じることはなかっただろう。北欧を中心とする欧州の事例は、外国人の参政権をめぐる常に参照されてきた。

民主党は、単に結党時から党として賛成を表明してきただけでなく、デニズンシップに依拠した論理を持っている。岡田克也が会長となった「永住外国人法的地位向上推進議員連盟」が2008年5月に発表した「永住外国人への地方選挙権付与に関する提言」では、以下のような現状認識が披露されている。

「特別永住者は、戦後60年にわたって政治的参画の道が閉ざされたまま、高齢化が進んでいる」。

「先進国 (OECD加盟30カ国) の中で、血統主義を採用し、重国籍を認めず、かつ外国人参政権を付与していない国…が日本だけであることは、留意すべき」。

この議連は、当時の小沢一郎代表の依頼で岡田が会長になったものだが、上記のようなデニズンシップ論には岡田色が色濃く反映している。民主党で外国人参政権付与を大きな政策課題としているのは、白眞勲・川上義博参院議員だが、彼らは在日コリアンという属性と参政権を結びつけるものだった。これは、保守の中での参政権付与論とも重なっているが、議連では意図的に歴史的経緯を考慮の外に置いて議論を進めたという⁶。こうした方針には岡田色が強く反映されており、日本では例外的な認識だといってよい。外国人の政治的権利という多くの移民受入国が経験してきたアジェンダは、日本の政治では例外的と位置づけられる。

すなわち、日本における外国人参政権をめぐる政治は、デニズンシップ論では表層的にしか説明できない部分が多い。デニズンシップ論は移民の政治的統合を目的とするが、日本の外国人参政権をめぐる政治にはそうした問題意識が希薄である。移民が長期間にわたり政治的権利を行使できないことの民主主義的正統性の欠如は、いわば建前としては提示される。しかし、現実の政治過程でそうした認識が影響力を持つことはなかった。単なる「マイノリティの政治的統合」という問題として外国人参政権が構成されたならば、政治的アジェンダに載ること自体が困難であり、日本的文脈におけるデニズンシップ論の困難はここにある。

2.2 戦後補償

日本で当初あらわれたのは、「帝国」から植民地が独立することに伴い生じた矛盾を解消するための、「植民地整理型」(李 1993)の参政権付与であった。すなわち、参政権要求の端緒となりある時期まで突出した原理となってきたのは、デニズンシップではなく戦後補償の論理である。そもそも、外国人参政権の要求主体は在日韓国人であり、日本人の推進派も基本的には在日コリアンを権利の享受主体と考えてきた。政治過程のなかで朝鮮籍の排除が既定路線となったが、それは後述する冷戦とい

う要因によるものであり、「特別永住者は別」という考えは今でも根強い。

「過去の国民」に対する特別な配慮——戦後補償——の必要性は、保守政党も認めており与党調整案としても提案されていた（『朝日新聞』2000年9月28日）。戦前には、旧植民地出身者は日本に渡れば選挙権も被選挙権もあった。ところが、戦後間もなく参政権を剥奪（当時の言葉では「停止」）され⁷、国籍喪失によって旧植民地出身者は参政権を完全に失っている。ここにおいて在日コリアンは、単なる定住外国人としてではなく、ある時期には「日本国民」だった「過去の国民」として認識される⁸。さらに、戦前日本に居住していた旧植民地出身者の場合、国籍選択権が認められず、一方的に日本国籍を剥奪されたことの補償として参政権が位置づけられる。

2.3 外交関係

戦後補償と密接に関わるが、それとは異なる面もある要素として、東アジアの近隣諸国との関係がある。「植民地整理」型の参政権は、国内マイノリティの地位の問題としても考慮されるが、植民地清算をめぐる外交課題としても取り扱われる。日本の場合、外国人参政権をめぐる政治を語る際、まず「日韓」という要素が参政権付与を促進してきた最大の要因であることを確認しておこう。「マイノリティの権利」であれば捨て置かれる問題でも、「日韓関係」になれば政治的な重要性が格段に増すからである。

だが、外国人参政権を外交問題として扱った場合、その帰結は両義的であるといわざるをえない。外国人参政権をめぐる政治過程は、日本と他の東アジア諸国とをめぐる地政学の従属変数としての性格を持つようになるからである。欧州で冷戦が終焉したのとは対照的に、東アジアでは冷戦が終了していない。東西ブロックのような大きな対立構造によるものとしては、東アジアの冷戦はソ連邦の崩壊により変容した。しかし、東アジアではそもそも中ソ対立や中国の改革開放政策といった要因があ

るため、二大陣営の対峙よりはるかに複雑な利害関係が錯綜していた。東西冷戦の終了後に至っても、対立構造は変化したとはいえ東アジアにおける冷戦は終了しなかった。拉致問題も、こうした冷戦構造の問題として捉えなければ、長期的な解決の見通しをつけられないだろう。

それに加えて、東アジアには植民地帝国と植民地化された国が両方存在し、日本による植民地支配や戦争責任が近隣諸国との懸案となり続けてきた。2000年以降に目立ったイシューとしても、領土、拉致、歴史教科書、従軍慰安婦、靖国神社参拝といった難題が山積であり、解決の見通しが立っていない⁹。

冷戦構造の継続と過去清算の問題により、日本は1990年代以降も近隣諸国との緊張関係を継続させてきた。冷戦時代の日本の主たる仮想敵国はソ連であり、それが軍事的には北朝鮮と中国へと移行したわけだが、こうした移行は「外国人問題」に大きな影響を及ぼした。ソ連が仮想敵であった時代に在日ソ連人は少数しかいない一方で、在日コリアンや中国人は外国籍人口で多数を占めているからである。北朝鮮や中国との関係が悪化したとき、隣国への敵意は在日コリアンや中国人に対する敵意へと転化する。その先駆けとなったのは、北朝鮮によるミサイル発射であり、その後に表面化した拉致問題であった。

拉致問題については朝鮮総聯の関与が取り沙汰されたが、度重なる弾圧にもかかわらず実行犯が特定されたわけではなく、関与していないものとみなすべきである。また、在日人口には何の関係もない北朝鮮軍による2010年の韓国砲撃が、朝鮮学校に対する高校無償化措置の停止に結びついた。周辺諸国との関係悪化が、それとは直接関係のない在日外国人の抑圧へと転化されていく。その結果、日本のデニズンたる外国人は日本に居住するマイノリティとしてはみなされず、近隣諸国の代理人にさせられる。すなわち、他のイシューで近隣諸国との関係が悪化した時、外国人参政権もそれに巻き込まれる形で成立が困難になる¹⁰。

2.4 二者関係モデルから三者関係モデルへ——枠組みの提示

本節でみてきた3つの論理は、いずれも外国人参政権をめぐる政治過程の説明に必要である。だが、本稿ではそのうち最後の点が、政権交代以降の「外国人参政権をめぐる政治」の規定要因として重要であるという見方をとる。これまで、外国人参政権をめぐる法律論は、デニズンシップか戦後補償の論理を付与の根拠としていた。これに引きずられるようにして、政治学的な研究でも日本の外国人参政権をあくまで「国内問題」として捉えてきた (Chung 2010)。

しかし、民主党政権下での外国人参政権をめぐる政治によって露見したのは、国際関係——ひいては東アジアという単位——が帰趨を大きく規定している点である。これを図式的に整理すると、「デニズンと国民国家」という図1の二者関係モデルに対して、図2のような三者関係モデルが必要という議論となるだろう¹¹。この構成要素は、国民化国家 (nationalizing state)、ナショナル・マイノリティ (national minority)、国外にある民族の故国であり (external national homeland)、以下のように定義される (Brubaker 1996)¹²。

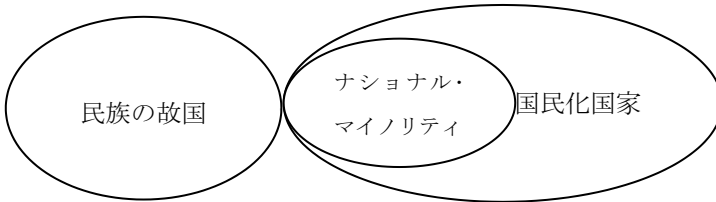


図2 デニズンシップモデルに対する三者関係モデル

第1に、国民化国家は多様なエスニシティからなるが、国民国家とみなされており、名目上国家を担う民族の支配層が、言語、文化、人口学的構成、経済的繁栄や政治的ヘゲモニーを促進しようとする (Brubaker 1996: 57)。ブルーベイカーが念頭においているのは、国家が分裂した東

欧であり、日本に国民化という概念を用いるのは奇異にうつるかもしれない。だが、2000年代の日本国家で看取できるのは「国民」という基準による線引きの政治であり、靖国参拝、拉致問題、「慰安婦」、歴史教科書などはその典型と考えられよう¹³。

第2に、ナショナル・マイノリティとは静態的な民族人口ではなく、動的な政治的立場を示すものであり、その特徴は以下の3点である。①人数的、政治的に支配的な国民とは異なる国民に属していると主張する。②こうした異なる性質の承認を国家に求める。③その性質をもとに集合的な文化的政治的権利を主張する (Brubaker 1996: 60)。この概念を用いる時には、2通りの意味合いで使う必要がある。

まず、後述するように民団や総連は韓国と北朝鮮の在外公民組織としての性質を持ち、上記のナショナル・マイノリティとしての自己規定に沿った主張も行ってきた。だが、近年の研究では「祖国志向」ではなく日本国内のエスニック・マイノリティ、あるいは確固とした国家帰属のないディアスポラとしての性質が強調されるようになってきている (Chapman 2008; 福岡 1993; Lie 2008; Oh 2012; Ryang and Lie 2009)。その意味で、ナショナル・マイノリティとして在日コリアンを規定するよりも、故国への帰属を強調しない方が実態に即しているという見方はあるだろう。

そこでナショナル・マイノリティとしての第2の側面——集団外部からの規定に着目する必要がある。前述のように、韓国や北朝鮮との間で緊張が高まった時、在日コリアンは近隣諸国の「代理人」にさせられ、排斥の対象となる。この場合、自己規定とは関係なくナショナル・マイノリティとみなされ、「国民化を進める国家」と「国外にある民族の故国」の関係による影響を強く受けるようになる。

第3に、民族の故国とは以下のように定義される。ある国家の政治的ないし文化的エリートが、外国に住む同胞を自国民と定義し、国家に帰属していると主張し、国家がその利益を保護・促進せねばならないとする時、民族的ディアスポラにとっての故国となる (Brubaker 1996: 58)。

つまり、韓国や北朝鮮は在日コリアンを在外公民と規定しており、双方ともに故国とみなされる。そして在外公民に対する政策が、在日コリアンに対して強く影響を及ぼすことを、こうした用語法は含意している。

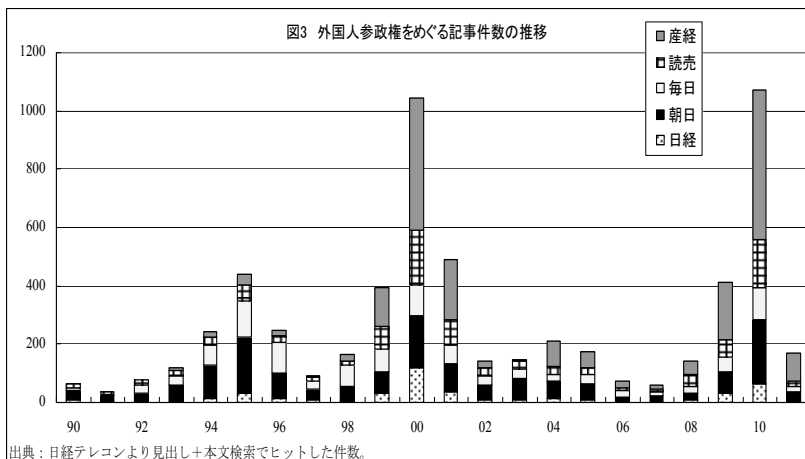
こうした作業をもとに提示したい仮説は、以下の通りである。二項モデル（デニズンシップ）にもとづく外国人参政権付与論は、激しい反対を引き起こすわけではないが、強い政治的な推進力を持たないため実現には至りにくい。 三項モデルにもとづく外国人参政権付与論は、外交関係という政治的推進力を持つ一方で、外交紛争にも巻き込まれやすいがゆえに問題が政治化して実現に至りにくい。 次節以降では、1990年代以降の外国人参政権をめぐる政治を追いつつ、この仮説の妥当性を検証していきたい。

3 政権交代前史——外国人参政権推進派の動き

3.1 当初の外国人参政権論

図3が示すように、外国人参政権の問題化には1995、2000、2010年と3つのピークがある¹⁴。参政権要求自体が始まったのは、最初のピークから20年さかのぼる1975年、北九州の韓国人牧師が市長や県知事に公開質問状を出したこととされる。これは個人的な行動だったが、参政権自体の必要性はその後しばらくしてからの民団と日韓議員連盟の懇談会でも議題となった（在日本大韓民国居留民団中央本部 1982）。

ただし、外国人参政権を具体的に求める組織的な動きは、1980年代後半をまたねばならなかった。当時の指紋押捺闘争を主導した民闘連は、筆者が確認できた限りでは1985年に参政権を具体的な課題として取り上げるようになり（民族差別と闘う連絡協議会 1985）、1986年には民団も公式に選挙権獲得運動推進を決議した。これは、民闘連編集の書籍のタイトル『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』（民族差別と闘う連絡協議会 1989）、在日韓国人の法的地位問題に関する協議が始まったのが1985年であることが示すように、戦後補償の一環と考えられている。



この時点での組織的な行動の最大の獲得物は、「なお、地方自治体選挙権については、大韓民国政府より要望が表明された」¹⁵という一文である。韓国からの要望は、日韓議員連盟を通じた法制化、日韓首脳会談での交渉課題になることで、行政・立法に直接の回路を形成する。民団は、各都道府県に組織を持つ団体として、地方議会への陳情・請願活動や地元選出の国会議員への要望を取り仕切ってきた。このように立法院と直接の接点を持つのは、民闘連のような運動団体にはない強みであるが、こうした回路の利用は世論喚起という点では限定的なものである。その意味で、当初から日韓関係の課題となってきたことを確認できるが、それが現実的な政策的アジェンダになることはなかった。この時点で影響力を持ったのは、次項でみるような下からの運動だったのである。

3.2 裁判闘争の遺産と運動の停滞

民団の活動は政治的な影響力を持ちえたが、外国人参政権の法的な正統性は民団とはまったく異なるところから生み出されている。1989年11月、イギリス国籍の大阪府民が参議院選挙で投票できなかったことを不服として、国家賠償を請求する訴訟を起こした。これを契機として、在

日コリアンによる4件の裁判闘争が1990年から2000年まで続いた¹⁶。在日コリアンの社会運動は、民団によるものを除けばほとんどが行政機関を対象としているが、参政権を求める社会運動では司法闘争がもっとも効果的なものだった。

それは第1に、訴訟自体はすべて敗訴するが、1995年2月の最高裁判決において、永住者等に「選挙権を付与する措置を講ずることは、憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」という見解を引き出した。これはその後の判決でも継承されており、運動にとっては現在に至る遺産となっている。これは許容説にたった判決であり、外国人参政権の法制化に取り組んできた閣僚経験者は、この判決がなければ法案提出を考えることはなかったという¹⁷。これを機に、研究者の間でも許容説が主流になっていく（長尾 2000）。

裁判闘争の第2の効果は、図3にあらわれる90年代前半の新聞記事のほとんどが裁判関連だったように、問題の周知を進めたことである。周知効果は、特に在日党の一連の活動で意識されており（李 1993）、裁判費用さえ負担できれば、少数で最大の宣伝効果を持っていた。ただし、裁判闘争というレパトリーの成功は、それに続く効果的なレパトリーを生み出さなかった。民関連の後継団体である在日コリアン人権協会は、1995年に118人を原告とする裁判を起こしており、大衆運動へと至る契機がなかったわけではない。しかし、裁判闘争以降は参政権をめぐる自然発生的な運動は広がらず、社会運動としては15年間停滞したとあってよい¹⁸。

3.3 「日韓」を通じたロビー活動とその限界

在日コリアンの参政権獲得運動でヒット作になったものとして、裁判闘争の他に地方議会への要望活動がある。これは民団が組織的に進めたもので、その端緒となった1993年岸和田市議会では日韓議連が役割を果たしている¹⁹。とはいえ、多くの地域では日韓とは関係ない議員に問題

をアピールする効果を持ち、「当事者」たる自治体議会の意見書が広がったことで正統性も獲得できた。こうしたデニズンシップ論にもとづく参政権付与論は、一部自治体で住民投票の投票権を永住外国人も含めるという形で、わずかながら制度化された部分もある。

しかし、それを除けばデニズンシップ論は現実の政治過程に影響を及ぼさなかった。結局、参政権獲得運動は「日韓」という回路を持つ民団の目に見えにくいロビー活動に限定されたものとなった。民団自体は小さな組織ではないし、政治家とのつながりもあるが、組織票を持つわけではなく法案を通すほどの実力はない。また、半ば公的な組織であることもあり、世論にアピールするような行動をとる組織文化がそもそもない。そうした組織にとって、最善の戦略は韓国政府に働きかけて外務省アジア局、外務大臣、首脳といった水準で日韓の接触があるときに韓国政府に取り上げてもらうことである。韓国政府にとって、日本の外国人参政権は重要課題とはいえないだろうが、在外同胞組織にとっての最重要課題となった以上は日本政府への要望事項に盛り込まれる。

日韓関係が外国人参政権法制化に最大の影響を持ったのは、金大中大統領による働きかけだった。民団によると、特に金大中が参政権に熱心に取り組んでいたとはいえないが、1998年11月の首脳会談と国会演説で一定の時間をとって参政権に言及した。この来日に合わせて、民主党・平和改革が参政権法案を提出しており、99年3月の訪韓時に小淵恵三首相は前向きに検討することを約束している。2000年に生じた外国人参政権問題の第2のピークは、連立政権の成立だけでなく戦後最良といわれた日韓関係によって作られた面が大きい。

「日韓」に関わるもう1つの回路は、日韓議員連盟を通じて関心ある議員に働きかけることである。これは、間接的には韓国政府の要望に対応することでもあるが、日韓議連には在日コリアンの問題に関心がある議員も含まれている。実際、参政権の熱心な推進派となったのは、公明党の冬柴鉄三や民社→民主党の中野寛成といった古くから在日コリアン

に関わる議員だった。与党内でこれに共鳴する実力者は野中広務だけだったというのが²⁰、彼の賛成論も贖罪という戦後補償の論理にもとづいていた。

だが、このような文脈で外国人参政権が論じられるとき、デニズンの処遇という論理は後景に退く。外国人参政権法制化を熱心に推進してきた冬柴は、在日韓国人が「地域に溶け込んだ」ことに言及するが、それは戦後補償という文脈——植民地経営の「重い歴史」や日韓関係の改善に還元される²¹。これは、日本的な文脈で外国人参政権を法制化する論拠としては正当なものだろう。しかし、植民地支配の清算が前面に出た結果、現実に存在するマイノリティの権利としての性格は、当初から希薄だった²²。

これは、政治体外部での言論状況を考えると奇妙な構図だった。2000年まで優勢だった賛成論の多くは、植民地清算問題としてではなくマイノリティの権利問題として論陣を張ってきたからである。世界人権宣言にその根拠を求める江橋（1993）は例外としても、ハンマーのモデルを忠実に当てはめた近藤（1996a, 1996b）などは、「将来の国民」たる永住者一般の問題として議論している。在日コリアンの論者によるものも、李（1993）などは「過去の国民」としての権利を前面に出しているが、多くは居住性を基礎においた権利論になるよう注意深く構築されていた（金 1994; 徐 1992, 1995, 2000）。

しかし、「マイノリティの権利」というアカデミズムの議論は、政治の場では実質的に活用されず、両者が分断されて並存する状況が生み出された。これは、次節でみる反対派が議論の主導権を握る結果をもたらしたように思われる。

3.4. 連立政権内の危機感——2000年前後の反対論

外国人参政権反対派が可視的な勢力として現われたのは、1998年に民主・平和改革（公明）と共産がそれぞれ外国人参政権法案を提出してか

らだった。図3をみると、95年の参政権判決の時点で産経新聞が占める比率は低かった。これは部分的には、データベースの計数の方法によるところがあるが、産経新聞が危機感を抱いて報道するわけではなく、賛成の意見を掲載することすらあった。それが変化したのが1998年以降であり、99年5月に小田村四郎・拓殖大学総長（当時）主催の「日本を守る国会議員の奮起を求める国民の集い」が開催され、国会議員では西村眞悟や米田建三が出席している²³。つまり、この時点では保守傍流で極右と呼んでよい議員の参加にとどまっていたわけで、危機感は相対的に薄かったといえるだろう。

しかし、連立与党だった公明・自由両党が2000年1月に参政権法案を提出し、自民党内部での意見調整が始まってから状況は一変する²⁴。このときは、自民・自由・公明の連立時の合意事項として、外国人参政権の成立が盛り込まれていた。自民党は難色を示していたが、公明党に自由党が同調して合意に達したという²⁵。しかし、連立合意後に自民党内部で「外国人参政権の慎重な取り扱いを要求する国会議員の会」が結成され、反対派の裾野が大きく広がった²⁶。

これは議員有志の会であったが、実質的に反対派の拠点となったのは日本会議である。日本会議は、元号法制化を主な目的として設立された「日本を守る国民会議」と宗教右派の「日本を守る会」が1997年に合併して設立された。幅広く右派を束ねたのが日本を守る国民会議だったとすれば、神社本庁など宗教右派を入れたことで日本会議は伝統主義的な性格を強めることになる。そうした日本会議が当初の反対勢力を担ったことは、排外主義よりも保守主義（伝統主義）にもとづく反対論が優勢だったことを意味する。現に、日本会議国会議員懇談会総会が採択した「外国人地方参政権付与法案についての決議」（2000年10月13日）で展開されるのは、以下のような論理であった²⁷。

- 一、外国人地方参政権付与法案は、憲法違反です。
- 一、国籍取得条件の緩和に先ず取り組むべきです。

一、各党の内部に反対意見がある以上、拙速に審議入りすべきではありません。

一、朝鮮半島出身者の意思統一を待つべきです²⁸。

このうち、参政権反対派が政治的な対抗手段として用いたのは、特別永住者に対する簡易帰化法案であり、植民地主義の清算問題としての対応だったといつてよい。これに前後して、『正論』『諸君』を中心とした反対の論陣も張られるが(櫻井 2000; 高市・百地 2000; 田久保 2001)、広がりは限定的だった。朝鮮半島の研究者である荒木和博(1997)は、この時期から参政権付与と拉致問題を関連させていたが、それ以外のほとんどは抽象的な安全保障論にとどまっていた。民団が最大の抵抗勢力と位置づける日本会議でさえ、その機関誌である『日本の息吹』で記事として取り上げたのは、憲法論(99年11月)と上記の総会記事(00年11月)の2回だけであった。

自民党が与党内で圧倒的多数を握っていた以上、党内で反対派が組織されれば法案成立には待ったをかけられた。それでも、連立合意時の自民党幹事長であった森喜朗が首相だったときには、公明党に対する配慮はあっただろう。しかし、その後に参政権反対を明言する小泉純一郎が首相になってからは、連立合意はたな晒しにされ続けた。

4 民主党政権下での外国人参政権をめぐる政治

4.1 政権交代前後の経緯

まず、外国人+参政権でヒットした新聞記事件数を示した図 4 をみていこう。鳩山内閣発足直後の 2009 年 9 月に件数が落ち込むが、選挙戦から通常国会にかけて関心は高まりを見せ、2010 年 1 月にピークに達している。それから参議院選挙があった 7 月までは一定の水準を保つものの、民主党の敗北でねじれ国会となり、法制化が現実的でなくなった時点で件数は激減した。それ以降、産経も含めて外国人参政権に対する関心は低いままであり、反対派は「枕を高くして」いる状況がうかがわれる。

民主党政権下での外国人参政権をめぐる政治

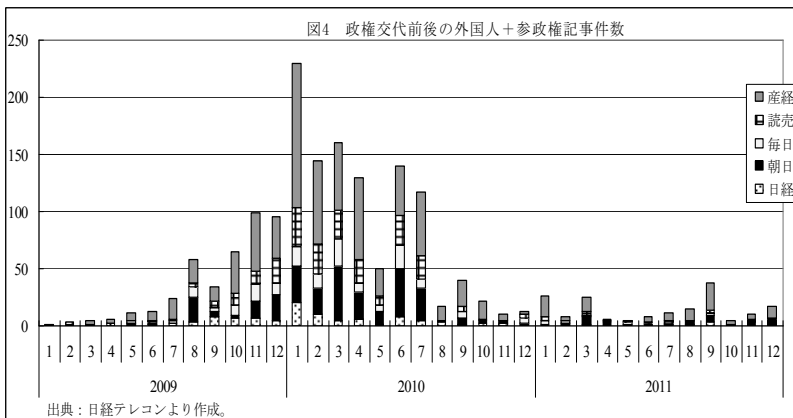
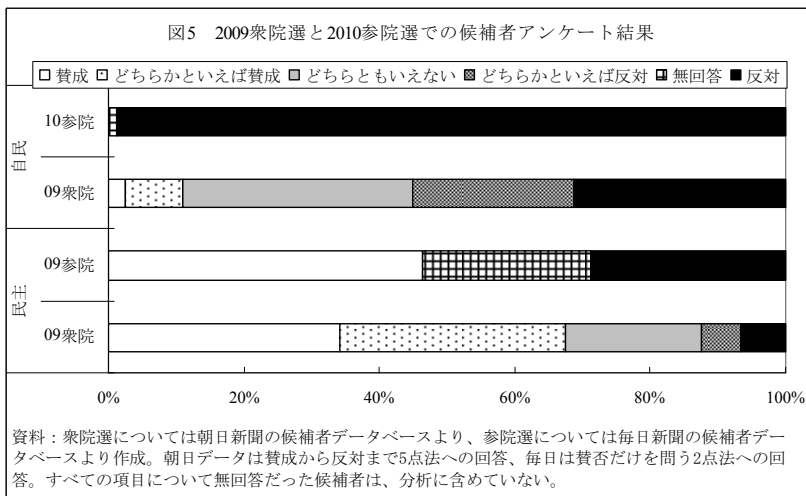


表1 政権交代後の外国人参政権をめぐる動き

年	月	民主党の動き	反対派の動き
2009	9	・小沢幹事長が通常国会での提出を目指すと言明	・亀井静香・国民新党代表は慎重姿勢
	10	・訪韓した鳩山首相が李明博大統領に検討を表明	・「保守勢力再結集」自民議員ら決り集会
		・駐日韓国大使に前向きな検討を言明	
	11	・政府・与党が協議着手	
12	・山岡国対委員長が法案提出を表明	・亀井氏は慎重姿勢	
	・幹事長が早期法制化を示唆	・参政権など反対請願書提出	
	・臨時国会提出断念へ		
2010	1	・幹事長、政府提案望む	
		・幹事長が訪韓して通常国会での提出を言明	・真保守研究会、法案反対を決議
			・亀井氏「参政権法案に反対」
			・自民「参政権反対議連」が活動再開
	2	・官房長官が総務相に政府提出の検討を指示	・国民新「参政権法案厳しい」
		・政府、外国人参政権法案を通常国会提出へ	・自民「参政権」反対 党大会で表明
		・国対委員長が3月以降の提出を表明	・亀井氏「逆立ちしても法案出せない」
	3	・首相「外国人参政権 困難に」	・外国人参政権に14県議会「反対」
			・参政権問題で提言 国家基本問題研
	4	・「議員立法を用意」民主・川上参院議員	
・政府提出は困難 総務相と官房長官認識		・亀井氏「提出なら連立解消」	
3	・首相、小沢氏と会談 今国会こだわらず		
	・「今国会提出は困難」国対委員長、韓国大使に	・外国人参政権反対1万人大会	

政権交代後に民主党首脳が外国人参政権の法制化に向けた動きとそれへの反対、反対を受けた軌道修正は、表1のようになる²⁹。2009年の時点では、首相・幹事長が別個に訪韓して外国人参政権への取り組みを約束し、通常国会までには法制化を目指すペースを進めていた。実際、年明けには通常国会に法案を提出するべく具体化が進んでいくが、国民新党と自民党の反対が強まって提出を断念した。図4でピークとなった1月には、表1でみるような推進と反対の駆け引きが本格化しており、法案

提出が延びたのは反対論の噴出による調整コストの増大と考えてよいだろう。



実際、図5をみると2009年の衆院選と2010年の参院選、すなわち政権交代前後で外国人参政権に対する候補者の意見分布が大きく変化していることがわかる。両者では選択肢も違うので厳密な比較はできないが、2009年の自民党で賛成～どちらともいえないが一定数存在したのに対して、2010年には皆無になっている。2009年に外国人参政権に賛成だったが落選し、翌年参院選に鞍替えした議員も全員が反対に転じており、実質的に党是になったといつてよい。民主党も、衆院選では賛成～どちらかといえば賛成が3分の2を占めていたのに対して、2010年にはそれが半数弱まで減少した。つまり、外国人参政権に賛成するコストが増大したわけであり、反対派のキャンペーンが功を奏した結果といえる。

4.2 東アジアという桎梏——ブーメラン効果の反転

前述のように、民主党自体はデニズンシップに依拠した参政権付与の論理を持っている。政権交代後に首相となった鳩山由紀夫も、以下のよ

うなデニズンシップの論理をもととは開示していた。

定住外国人に国政参政権を与えることをも真剣に考えてもよいのではないかと思っている。行政や政治は、そこに住むあらゆる人々によって運営されてしかるべきである³⁰。

しかし、外国人参政権の法制化が現実味を帯びるようになってからは、以下のようにデニズンシップではなく外交課題の1つとして進められていた。

東アジア共同体のなかで、中国は一国としてきわめて大きいですから、それだけにですね、日本と韓国がいかに協力をしていくかということが非常に重要で、それはこれからのある意味での鍵を握っていくのじゃないかと。その、韓国との間の理解を高めていくためにも、地方参政権の話というのは——まあ韓国は日本に対してだけではないでしょうけども——永住外国人に対する参政権を認めてくれていますから。そういう、その意味においても、歴史的にですね、帰りたくても帰れなかったと。で、日本でがんばることで決意を固めた人たちに対して、地方参政権を付与することは私は自然の流れだと思っていますから。歴史の繙いてみれば、東アジアという大きな流れの中で日韓関係が絆——もちろん強くなければならない絆なんで——その中で、彼らが一番希望しているものでありますだけにですね、かなえてやるべきではないかと³¹。

政権交代後、参政権付与のデモンストレーションとしてなされたのは、民主党幹事長だった小沢一郎をトップとする国会議員団による 2009 年 12 月の訪韓・訪中であった。2010 年 1 月の通常国会で参政権法案を提出することを言明した。政権交代後、早いうちに国会提出を目指した背景

には、2010年が日韓併合100周年だったことがある³²。民団の選挙支援に対する見返りだけであれば、政権交代後すぐに法制化がスケジュールに上ることはなかっただろう³³。日韓関係上の課題とされたことが優先順位を高めており、その点では外交関係が促進要因となっている。2009年の小沢訪韓時に李明博大統領との会談をアレンジしたのは民団であり³⁴、民団は韓国の影響力を利用して目的を達成しようとしていた。民団は、2009年衆院選で初めて組織を挙げて民主党を支援したが、国内で完結する利益集団としてではなく、韓国政府を経由する「ブーメラン効果」(Keck and Sikkink 1998)を狙っていた³⁵。

しかしその結果として、それまでとは比較にならない規模の反対論が民主党政権になってから噴出した。『正論』『WILL』『中央公論』のような右派論壇誌はもちろん(三品 2010; 長尾 2010; 西尾 2010; 高市 2010; 鄭 2010b, 2010c, 2010d)、外国人参政権に特化した書籍やブックレットの刊行もブームの様相を呈している(別冊宝島 2010; 井上 2010; 百地 2010; 西村 2010; 山野 2010)。日本会議も、2000年前後の『日本の息吹』では外国人参政権関連の記事掲載が2回にとどまったのに対して、2009年12月以降は6回取り上げて頁数も格段に多い³⁶。2000年時点では議員総会決議にとどまったのが、2010年には大規模な集会を2回開催している。

それに対して、参政権推進派による言論戦は完全に守勢に回っており、内容的にも新味に乏しい(古関 2010; 徐 2010; 田中 2010)³⁷。反対派は、10年を経て加わった新たな論点によって裾野を広げることが可能となった³⁸。すなわち、東アジアの地政学的変化と右派の変化を背景とする、新たな排外主義にもとづく反対派の動員である。これは次の2つの論理によって強化されたと考えられる。

第1に、2000年の時点でも「内政干渉」を根拠とした外国人参政権反対論は存在した。その際念頭に置かれていたのは、前述のように周辺事態法のような安全保障一般の問題か、歴史教科書に対するものであった

(e.g. 高市・百地 2000)。日本会議のような主流右派運動の焦点は教科書問題にあったためだが、現実にはそれと外国人参政権を関連させる動きは弱かった。ところが、政治体の水準では小泉政権以降に靖国参拝などをめぐって対中韓関係が悪化し、民間の水準でも「嫌韓」が在日コリアンバッシングに直結するようになった。『マンガ嫌韓流』で主人公の引き立て役が在日コリアンの同級生であるように、日韓の間にある懸案が在日コリアンに投影され、在日コリアンは韓国／北朝鮮の代理人にさせられる³⁹。

第2に、2000年代に生じたのは中国の台頭であり、将来的には米国をも凌駕する大国になるという趨勢に対する中国脅威論が増幅した。これは単に体制の違いに起因するものではなく、友好的とはいえない（と認識される）大きな隣国と長期衰退過程にある日本を比較したときの恐怖感にも基づくだろう。在日中国人は、外国人参政権要求の主体とはいええず、ニューカマーの一部組織が賛意を示すにすぎないため、中国脅威論と参政権問題が直結して論じられることは少なかった。ところが、東アジア共同体構想と外国人参政権は以下のように結び付けられるようになり、中国脅威論にもとづく外国人参政権反対論が語られるようになる⁴⁰。

東アジア共同体に参加するということは、中国の支配下に入るということを意味します。…外国人への選挙権付与は、民主党の政策全般との関係においてみる必要があります。外国人の選挙権法案は日米安保条約の解消、そして東アジア共同体への第一歩になります。
(長尾 2010: 62)

こうした議論は、学術的な検証にはまったく堪えられない水準のものであるが⁴¹、東アジア地政学の枠組みで参政権反対が語られる点は注目に値する。東アジアで何らかの係争課題が生じるたびに、参政権反対の論拠が積み増されていくという構造ゆえに、反対論のレパトリーは拡充

していく。日本会議による外国人参政権反対の論拠も、前出の2000年時点での議員総会決議に比べて、2010年時点でのピラは以下のように対外関係にふれた論拠をふんだんに盛り込むようになった⁴²。

- ・ 外国人参政権付与は憲法違反の疑いがあります
- ・ 教育への内政干渉が強まる恐れがあります
- ・ 領土問題解決に大きな障害となります
- ・ 地方参政権付与は世界の潮流などではありません
- ・ 日本の政治に対する影響力が狙い。
- ・ 中国政府は中国人永住者を政治利用する！
- ・ 危ぶまれる国境周辺の離島。
- ・ このままでは間接侵略を許してしまう。

問題は、こうした非現実的な議論が右派団体のみならず国会議員にも浸透していることである。自民党代議士である高市早苗（2010; 高市・百地 2000）の外国人参政権反対論は、2000年と2010年で見事なまでに上記の変化を体現している。さらに、自民党政調は国境にある与那国島に調査団まで派遣した（自由民主党政務調査会与那国町調査団 2010）。さらに、民主党の有力政治家である前原誠司ですら、以下のような慎重論を述べるようになった。

ある国が大量に自国民を帰化させて、非常に人口の少ないところで多数を占めて議員をつくるという意図を持った場合どうするか。…意図的に帰化させるようなことが起きたときを考えると、慎重にならざるを得ないと、今は思いますね（前原 2012: 18）。

日韓併合 100 周年に合わせた外交上の手土産とみなされたことにより、外国人参政権の政策的優先順位は格段に上がった。これが、金大中政権時代のように日韓関係が最良といわれた時代に生じたならば、結果は違っていたかもしれない。しかし、2000年代には日韓のみならず日朝、日

中でもさまざまな難題が噴出し、対東アジア外交の立て直しの一環として外国人参政権が構想されていた。そうした状況下において生じたのは、領土や歴史問題を本来関係ない外国人の権利問題に結び付ける思考様式だった。そこで反対派が外国人参政権にみるのは、日本国内のマイノリティとしての外国人ではなく、その背後にある周辺諸国の幻影なのである。

5 外国人参政権を論じ直すための提案——結語に代えて

なぜ外国人参政権は日本でこれほど問題化し、多数与党のもとでも法制化に失敗するのか。冒頭で挙げた問いに直接答えるならば、(1)国内マイノリティの問題であるはずのものが東アジアの対立構造に巻き込まれた、(2)反対論が盛り上がり明確な争点となったがゆえに簡単に法案を提出できなくなった、となる。

(1)についていえば、デニズンシップや戦後補償の論理だけならば、国際関係とリンクさせるような非現実的な議論が受け入れられる可能性は低かった。だが、日韓という枠組みを用いなければ一定の優先度を伴う政治課題とはならない。その意味で、参政権運動はいわばダブル・バインド状況に陥るが、政治課題に載せるには日韓関係に依拠せざるを得なかった。

(2)を招いたのは(1)の問題であり、さもなくば脅威を伴う問題として語られることはなかっただろう。外国人参政権問題がこれほどまでに複雑化してしまった以上は、東アジアの地政学的条件が改善しない限り、現実的には成立は難しい。すなわち、日韓をはじめとする周辺諸国との関係が良好で、参政権推進派が政権をとるといって、2000年と2009年の好条件が重なって初めて、実現の可能性がみえてくる。つまり、2009年の政権交代の際に周辺諸国との関係が良好であれば、法制化の政治的コストが下がり、実現の可能性もあったかもしれない。これが本稿から得られる見通しとなる。

しかし、その間にも政治的権利を行使できず宙吊り状態のままおかれる人たちがいることは、忘れられるべきではない。在日コリアンが何世代にもわたって選挙に参加できないことを問題視したのは法学者であり、政治学者ではなかった。日本の政治学は、この点にあまりに関心・鈍感でありすぎた。外国人参政権が論じられるとき、世界的にみたときの論点はこうした人たちの権利論になる⁴³。外国人参政権論の「正常化」のためには、マイノリティ問題として議論を立て直すことが前提条件である。本稿のような政治社会学的な分析で現実の政治過程を解きほぐすことに加えて、政治理論からのアプローチの必要性を指摘しておきたい。

〔注〕

¹ 『民主党政策提言集 INDEX2009』。

² 本稿の議論の骨格は、樋口（2011）である程度展開しており、内容的にもかなり重なる続編としての性格を持つ。ただし、その後国会議員や排外主義運動に対する聞き取りを進めており、それを踏まえた内容である。安全保障化との関連については別途議論しており、樋口（2014）を参照。

³ この点について触れているものとして、梶田（1996b）、長尾（2001）がある。このうち梶田は、ハンマーの挙げる外国人参政権の阻害要因を日本に当てはめる程度のものだが、東アジアの状況に言及した点で先駆的といえる。長尾は、法律論として外国人参政権は違憲ではないが、政治的に自分は反対であると述べている。法律論については、すでに論点が出尽くしている感があり、最新の整理の試みとして佐藤（2008）を参照。

⁴ 外国人参政権問題を政治問題として分析する研究は、筆者の知る限り河原・植村（2006）と樋口（2001）しかない。筆者は、当初それを政治的言説（市民権論）の交錯として捉え、対立する言説の思考停止を可能とする公分母として、地方市民権という概念を提起した。これに対して法学者の近藤敦（2006）は、「地方市民権なる法律概念は成立しない」として筆者を長々と批判しているが、これは法律と政治的言説の相違を理解できないがゆえの「誤爆」である。賛成派の近藤も反対派の長尾一紘（2010）も、法学者は政治問題としての外国人参政権の理解には無能ぶりをさらすだけであり、それがアカデミックな論争を混迷させている。

⁵ 日本における紹介としては、伊藤（1991）、梶田（1996a）を参照。

⁶ 議連事務局に対する聞き取り、2011年11月2日。

⁷ これは1952年の国籍離脱によるものではなく、戦後直後の時点で朝鮮半島出身者の政治的影響力を排除するべく参政権が停止されたという経緯がある（水野 1996, 1997）。

⁸ 朴昌憲、「地方参政権は『在日』の基本的な人権」論壇『朝日新聞』1995年9月23日。

⁹ 領土問題は、韓国や中国、台湾の側では日本の過去の侵略の結果とされており、そ

れとは関係ないという日本の立場では語りえない。

¹⁰ こうした構図は、9.11後の欧米におけるムスリム移民がおかれている状況にある程度類似している。それまでは、「統合の失敗例」としてゼノフォビアの標的となってきたムスリム移民は、9.11以降「テロリスト予備軍」として新たな排斥の対象となった。しかし、東アジアの冷戦は日本と近隣諸国との関係を根底から規定する要因であり、なおかつ中韓の経済的台頭が相俟って恒常的な恐怖感が生み出される。その意味で、東アジアの地政学的要因と外国人参政権問題の連関は強く、解決がより困難である。

¹¹ これとある程度共通する枠組みを提示したものとして Söderberg (2011a) があるが、在日コリアンの参政権に対する言及では二項モデルになっている (Söderberg 2011b)。

¹² ブルーベイカーの議論は東欧の民族問題を分析するためのものであり、そこではエスニシティ・ナショナリズム研究に関わる用語がかなり注意深く使われている。だが、本稿ではこの点に関して細かく分類しても議論が煩瑣になるだけなので、簡略化して示してある。

¹³ これは、2000年代になって公的にも使われるようになった「多文化共生」概念では見えない側面であり、国家という変数を取り込まないこの概念の欠陥が露呈するところでもある。

¹⁴ 参政権でなく「選挙権」に関しては、それ以前から投書や民団支部の要望を取り上げた記事がいくつかある。

¹⁵ 日韓法的地位協定に基づく協議の結果に関する覚書、1991年1月10日。

¹⁶ こうした裁判については、徐 (1992, 1995) で当事者の寄稿を含めて詳しく紹介されている。

¹⁷ インタビュー、2010年10月22日。

¹⁸ 指紋押捺反対運動とは異なり、押捺拒否という形で要求をアピールする場合は参政権獲得運動には確かならなかった。一方で、在日コリアンの日常視点を重視する『ほるもん文化』の外国人参政権特集タイトルは、「在日コリアンが選挙に行く日」だった (『ほるもん文化』編集委員会 1992)。参政権は抽象的なものではなく、個々人が定期的に行使するものでもあることをこのタイトルは示しており、「選挙に行けない」不正義を地方選挙の機会を捉えて訴えることは、指紋押捺と同様に可能だった。在日党の動きがそれに当たるし、1995年には歌手の川西杏が参院選への立候補を受理されず座り込みで抗議したような行動もあった (『朝日新聞』1995年7月7日)。それは、「日韓」という枠を超えた参政権付与のフレームを生み出したのではないか。しかしながら、現実には集会と宣言文採択を繰り返す以上の行動は発生せず、一般の在日コリアンや市民運動からのサポートの輪は広がらなかった。後述する自民党内の反対論が2000年に広がったときにも、民団と市民運動が地域によっては連携して全国リレー集会を開催するといった試みしかなされていない。実際、日本人の社会運動である程度協力しているのは、社民党系の平和フォーラムに限られる。もっとも、他の移民受入国でも参政権を求める強力な運動が存在するわけではなく、参政権の付与は政治判断にもとづくものであるから、日本の参政権獲得運動は国際的にみれば活発だといえるのだが。

¹⁹ 岸和田市議会に対して外国人参政権を求める請願を提出したのは、民団としてはないが民団に関わる在日韓国人であった。だが、それ以前から岸和田市議会では1992年に日韓友好親善議員連盟を結成しており、ソウル氏の永登浦区議会との交流で韓国側から働きかけがあったという (「大阪府岸和田市、全国で初めて『定住外国人に対す

る参政権を認める』決議』『季刊 Sai』9: 18-19、1993)。

²⁰ 冬柴鐵三氏に対する聞き取り、2010年10月22日。

²¹ 冬柴はこのテーマを何度も国会で取り上げており、毎回ほぼ同じ論理を用いている。たとえば、第142回衆院予算委員会議事録15号、1998年2月27日を参照。

²² こうした構図は、奇妙な結果を生み出す。すなわち、植民地主義の清算問題が存在することを否定しさえすれば、参政権は不要ということになる。ハンマーのいう「帰化モデル」と「参政権モデル」に即していえば、前者に依拠した修正主義を誘発する。外国人参政権は、国籍とアイデンティティ、国民と民族にねじれを生むため反対という議論である(瀧川 2002; 鄭 2010a, 2010b) これは、一見すると筋が通っているようにみえるが、以下の2点で適切な処方箋とはいえない。第1に、「ねじれ」自体が植民地清算の産物であるという前提を軽視するがゆえに、この論は現実的には破綻している。旧植民地出身者に対する日本政府の処遇の結果として、特別永住者は存在している。こうした「ねじれ」を生み出した歴史的経路依存性を考慮しない限り、現実即した議論にならない。第2に、「参政権モデル」が登場したのは「帰化モデル」が機能しない現実を受けていることを蔑ろにしている。帰化で「ねじれ」を簡単に解消できるのであれば、「参政権モデル」は必要ないはずである。こうした議論は、帰化せず政治的権利を行使しないまま一生を終える人がいる現状を、是認し正当化するだけに終わるだろう。これは、「参政権が欲しければ帰化すればよい」という自民党の論理と附合しているが、一方的に帰化を迫るのはバランスを欠いている。「ねじれ」の解消という点で論理的な一貫性を持たせるならば、国籍法に生地主義の要素を持たせる提言とセットでなければならない。

²³ 『日本の息吹』140号、1999年7月、17頁。

²⁴ この時点での反対論とそれへの反論については、近藤(2000)を参照。

²⁵ 閣僚経験者に対する聞き取り、2010年10月22日。ただし、自由党代表だった小沢一郎が朝鮮籍を含めると法案が通過しないと難色を示したため、朝鮮籍を排除した法案として提出し直している。

²⁶ これ自体は、執行部に対する牽制という程度の議連であり、反対の意思表示をする以上のことはしていなかった(平沢勝栄氏に対する聞き取り、2011年12月13日)。設立総会に出席した国会議員は、岩屋毅、白井日出男、奥野誠亮、小此木八郎、梶山弘志、小島敏男、阪上善秀、佐藤剛男、砂田圭佑、高市早苗、中本太衛、荻野浩基、葉梨信行、林省之介、原田義昭、平沢勝栄、松野博一、村上誠一郎、森英介、森岡正宏、吉田六左エ門、米田建三(以上衆院)、石渡清元、岩城光英、狩野安、亀井郁夫、木村仁、倉田寛之、中川義雄、保坂三蔵、森田次夫、山内俊夫、依田智治(以上参院、『RAIK通信』65号、2000年11月)。

²⁷ 「外国人参政権に異議あり——広がる反対、慎重論～日本会議国会議員懇談会総会での提言より」『日本の息吹』156号、2000年11月

²⁸ 拉致問題以降、朝鮮経連は対外的な発信が実質的に不可能になったため今でこそ表に出ないが、総連自体は本国の指示を受けて外国人参政権に反対だった。こうした在日内部での意見の分裂を憂慮する声は、在日知識人の間にも存在した(e.g. 姜 1994)。それを逆手にとった議論というわけである。

²⁹ この表の作成に際しては、もっとも手厚く報道している産経新聞と朝日新聞を参考にした。

³⁰ ホームページ「わがりべラル友愛革命」から引用

(http://www.hatoyama.gr.jp/speech/ot02_2.html)。

³¹ 2011年11月21日、鳩山氏に対する聞き取り。

³² 民団に対して小沢はそう言明したという（民団に対する聞き取り、2010年5月10日）。

³³ 当時は、政治主導や国家戦略局の設置のような意思決定の仕組みづくりが最優先課題であり、通例であれば外国人参政権は喫緊の課題というわけではなかった（鳩山氏に対する聞き取り、2011年11月21日）。

³⁴ 民団に対する聞き取り、2010年5月10日。

³⁵ 政権交代以降、民団の活動はこうしたロビーイングに限定されており、世論の支持を訴えるような動きはなかった。法案が提出された段階で街頭演説などをする予定だったが、国会の動きをひたすら待たただけの受動的な状況だったという（韓国青年会に対する聞き取り、2011年11月20日）。

³⁶ 『明日への選択』『祖国と青年』といった右翼雑誌でも、同様に外国人参政権が取り上げられるようになった。「中国人問題としての外国人参政権問題 正・統」『明日への選択』287-288: 32-36, 26-29。

³⁷ 雑誌記事の水準でも、以下がみられる程度である。「外国人参政権と排外主義」『週刊金曜日』2010年3月12号。「『対馬が危ない!!』キャンペーンのお粗末」『週刊金曜日』2009年11月13日号。「外国人の地方参政権の『反対論』に反対する」『コリアNGOセンターNews Letter』Vol.22, 2010。もっとも、参政権反対論も週刊誌がキャンペーンを組むほどには関心を集めておらず、一般の関心を引く大きな争点になったというよりは右派の危機感を喚起したと考えたほうがよいだろう。

³⁸ 民団で参政権獲得運動の責任者を一貫してつとめてきた徐元喆（2010）は、反対論に対して丁寧に反論しているが、こうした議論が広まることはなかった。

³⁹ この点について典型的なものとして、在日特権を許さない会の会長である桜井誠の著作を参照（桜井 2006, 2010）。

⁴⁰ こうした議論は挙げればきりがなが、たとえば以下を参照。「在日外国人地方参政権が在日中国人に付与された場合、大量の在日中国人が住民票を与那国島に移し、親中派（反自衛隊）の町長が誕生する可能性すらある」（濱口 2010: 61）。「中国の戦略から見れば…中国人永住者が地方選挙に関与し、合法的に日米離間、自衛隊配備を阻止する投票が可能となることは、まことに願ってもない提案である」（平松 2010: 47）。

⁴¹ こうした点については、研究者としてまともに反論する価値があるとは到底思えず、正面から検証する意欲が湧かないので、エッセイでその荒唐無稽ぶりを指摘するにとどめておく（樋口 2011b）。

⁴² 直接用いたのは日本会議のビラであるが

(<http://www.nipponkaigi.org/opinion/archives/961#more-961>)、反対論でほぼ共通のフォーマットとして利用されている。

⁴³ 既出の政治学的な研究に加えて、政治理論からのアプローチとしてたとえば Benhabib 2004; Munro 2008; Song 2009 を参照。

文献

- 荒木和博, 1997, 『在日韓国・朝鮮人の参政権要求を糺す』 亜紀書房.
- Benhabib, S., 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents, and Citizens*, Cambridge University Press. (=2006, 向山恭一訳『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版社.)
- 別冊宝島, 2010, 『“外国人参政権”で日本がなくなる日』宝島社.
- Brubaker, Rogers, 1996, *Nationalism Reframed: Nationhood and the National Question in the New Europe*, New York: Cambridge University Press.
- ed., 1989, *Immigration and the Politics of Citizenship in Europe and North America*, Lanham: University Press of America.
- Chapman, David, 2008, *Zainichi Korean Identity and Ethnicity*, London: Routledge.
- Chung, E. A., 2010, *Immigration and Citizenship in Japan*, Cambridge University Press. (=2012, 阿部温子訳『在日外国人と市民権——移民編入の政治学』明石書店.)
- 江橋崇, 1993, 「定住外国人の参政権」芦部信喜先生古希祝賀『現代立憲主義の展開 (上)』有斐閣.
- 福岡安則, 1993, 『在日韓国・朝鮮人——若い世代のアイデンティティ』中央公論社.
- 濱口和久, 2010, 「鳩山政権と領土問題の危機」『祖国と青年』377: 56-61.
- Hammar, T., 1990, *Democracy and the Nation State*, Aldershot: Avebury.
- 樋口直人, 2001, 「外国人参政権論の日本的構図——市民権論からのアプローチ」NIRA シティズンシップ研究会編『多文化社会の選択——「シティズンシップ」の視点から』日本経済評論社.
- , 2011a, 「東アジア地政学と外国人参政権」『社会志林』57 巻 4 号.
- , 2011b, 「外国人参政権をめぐる虚構と現実」『世界思想』38 号.
- , 2014, 『日本型排外主義——在特会・外国人参政権・東アジア地政学』名古屋大学出版社.
- 平松茂雄, 2010, 「国を危うくする『外国人地方参政権』」『治安フォーラム』16 巻 4 号.
- 『ほるもん文化』編集委員会編, 1992, 『在日朝鮮人が選挙に行く日』新幹社.
- 井上薫, 2010, 『ここがおかしい、外国人参政権』文藝春秋社.
- 自由民主党政務調査会と那国町調査団, 2010, 「外国人地方参政権問題〔資料集〕」『政策特報』1355 号.

- 梶田孝道, 1996a, 『国際社会学のパースペクティブ』東京大学出版会.
———, 1996b, 「外国人参政権」宮島喬・梶田孝道編『外国人労働者から市民へ』有斐閣.
- 姜尚中, 1994, 「転形期の『在日』と参政権」『青丘』20号.
- 河原祐馬・植村和秀編, 2006, 『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂.
- Keck, M. E. and K. Sikkink, 1998, *Activists beyond Borders: Advocacy Networks in International Politics*, Ithaca: Cornell University Press.
- 金原左門ほか, 1986, 『日本のなかの韓国・朝鮮人、中国人』明石書店.
- 金東勲, 1994, 『外国人住民の参政権』明石書店.
- 近藤敦, 1996a, 『「外国人」の参政権』明石書店.
———, 1996b, 『外国人参政権と国籍』明石書店.
———, 2000, 「永住外国人の地方参政権をめぐる最近の論点」『法学セミナー』552号.
———, 2006, 「永住市民権と地域的な市民権」田中宏・金敬得編『日・韓「共生社会」の展望——韓国で実現した外国人地方参政権』新幹社.
- 古関彰一, 2010, 「帝国臣民から外国人へ——与えられ、奪われてきた朝鮮人・台湾人の参政権」『世界』809号.
- Layton-Henry, Z. ed., 1990, “The Challenge of Political Rights,” Z. Layton-Henry ed., *The Political Rights of Migrant Workers in Western Europe*, London: Sage.
- 李英和, 1993, 『在日韓国・朝鮮人と参政権』明石書店.
- Lie, John, 2008, *Zainichi (Koreans in Japan): Diasporic Nationalism and Postcolonial Identity*, Berkeley: University of California Press.
- 前原誠司, 2012, 「民主党政権・失敗の本質」『G2』9号.
- 民族差別と闘う連絡協議会, 1985, 『第11回民闘連全国交流集会資料集』.
———編, 1989, 『在日韓国・朝鮮人の補償・人権法』新幹社.
- 三品純, 2010, 「外国人参政権に潜む日本支配のシナリオ——政治に影響力を持つ在日韓国人と左翼の不気味な動き」『正論』455号.
- 水野直樹, 1996, 「在日朝鮮人台湾人参政権『停止』条項の成立——在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(1)」『世界人権問題研究センター研究紀要』1号.
———, 1997, 「在日朝鮮人台湾人参政権『停止』条項の成立——在日朝鮮人参政権問題の歴史的検討(2)」『世界人権問題研究センター研究紀要』2号.
- 百地章, 2010, 『改訂版 外国人の参政権問題 Q&A——地方選挙権付与も憲法違反』明成社.
- Munro, D., 2008, “Integration Through Participation: Non-Citizen Resident Voting Rights in an Era of Globalization,” *Journal of International*

Migration and Integration, 9: 63-80.

長尾一紘, 2000, 『外国人の参政権』世界思想社.

———, 2001, 「永住外国人の地方参政権——現状と課題」『都市問題』92 巻 4 号.

———, 2010, 「外国人参政権は『明らかに違憲』」『正論』458 号.

西尾幹二, 2010, 「外国人参政権——オランダ、ドイツの惨状」『Will』64 号.

西村幸祐編, 2010, 『撃論ムック 外国人参政権の真実』オークラ出版.

Oh, Ingyu, 2012, “From Nationalistic Diaspora to Transnational Diaspora: The Evolution of Identity Crisis among the Korean-Japanese,” *Journal of Ethnic and Migration Studies*, 38(4): 651-669.

Rath, J., 1990, “Voting Rights,” Z. Layton-Henry ed., *The Political Rights of Migrant Workers in Western Europe*, London: Sage.

Rubio-Marin, R., 2000, *Immigration as a Democratic Challenge: Citizenship and Inclusion in Germany and the United States*, Cambridge: Cambridge University Press.

Ryang, Sonia and John Lie, 2009, *Diaspora without Homeland: Being Koreans in Japan*, Berkeley: University of California Press.

桜井誠, 2006, 『嫌韓流実践ハンドブック——反日妄言撃退マニュアル』晋遊舎.

———, 2010, 『日本侵蝕——日本人の「敵」が企む亡国のシナリオ』晋遊舎.

櫻井よしこ, 2000, 「野中さん、国を売る気ですか！」『諸君!』32 巻 11 号.

佐藤令, 2008, 「外国人参政権をめぐる論点」『人口減少社会の外国人問題』国立国会図書館調査資料.

徐龍達, 2000, 「共生社会への地方参政権——定住外国人の市民的権利の獲得と今後の展望」徐龍達・遠山淳・橋内武編『多文化共生社会への展望』日本評論社.

———, 2010, 「アジア市民社会への道」『世界』803 号.

———編, 1992, 『定住外国人の地方参政権』日本評論社.

———編, 1995, 『共生社会への地方参政権』日本評論社.

徐元喆, 2010, 「住民としての権利保障をめざす外国人の地方参政権」『都市問題』101 巻 4 号.

Söderberg, Marie, 2011a, “Introduction: Japan-South Korea Relations at a Crossroads,” Marie Söderberg ed., *Changing Power Relations in Northeast Asia: Implications for Relations between Japan and South Korea*, London: Routledge.

———, 2011b, “The Struggle for a Decent Life in Japan: the Korean

- Minority Adapting to Changing Legal and Political Conditions,” Marie Söderberg ed., *Changing Power Relations in Northeast Asia: Implications for Relations between Japan and South Korea*, London: Routledge.
- Song, S., 2009, “Democracy and Noncitizen Voting Rights,” *Citizenship Studies*, 13(6): 607-620.
- 高市早苗, 2010, 「外国人参政権付与は亡国への道」『正論』457号.
- ・百地章, 2000, 「立法府が犯す憲法違反の愚」『諸君!』32巻11号.
- 瀧川裕英, 2002, 「国民と民族の切断——外国人の参政権問題を巡って」『大阪市立大学法學雑誌』49巻1号.
- 田久保忠衛編, 2001, 『「国家」を見失った日本人——外国人参政権問題の本質』小学館.
- 田中宏, 2010, 「疎外の社会か、共生の社会か」『世界』803号.
- 鄭大均, 2010a, 「なぜ左派は外国人参政権を要求するのか——『加害者国家・日本』の生き証人として利用される在日コリアン」『祖国と青年』376号.
- , 2010b, 「民団の参政権運動は在日のためにならない」『正論』456号.
- , 2010c, 「外国人参政権に反対のこれだけの理由」『中央公論』125巻1号.
- , 2010d, 「韓国民団に問われていること」『中央公論』125巻4号.
- 定住外国人の地方参政権をめざす市民の会編, 1998, 『定住外国人の地方参政権』かもがわ出版.
- 山野車輪, 2010, 『外国人参政権は、要らない』晋遊舎.
- 在日本大韓民国居留民団中央本部, 1982, 『差別白書第6集 整地作業を確実に』.

(付記) 本稿は科学研究費補助金による研究成果であり、稲葉奈々子、申琪榮、成元哲、高木竜輔、原田峻、松谷満の各氏との共同研究によって記して感謝したい。

